

天孫は即このやまとに宮敷まるんといふなり此次に大名持の御子たちを同じやまとの國の所々にまさせて御孫命の近き守と貢置てと有を合せ見るべしここは右のいはれをいひて且後の天皇の御嗣々此やまとに宮敷ません前つ祥ともきこゆるが如く書しは妙なる文といふべしとあり後釋に靜坐牟はしづまりまさむにて大宮造りして今より住給さん事をいふなり然るを考にしづめまさむと訓れたるはあたらず靜むるとはまでの事にこそあれこには既にしづまりたるうへあれば然いふべきにあらずこの文は皇御孫命波大倭國爾靜坐牟止申天と有べきをいさざか詞のいひざま違へり其故は是は大名持命の出雲國にて申給ふ語なるに靜坐牟大倭國止申天といひてはすはち其大倭國にて申給ふ語となればなり故思ふに大名持命の語にてはかなぞされどもこは後に國造の倭京に參りて其倭に在て奏す詞なればおのづからかく申せるにあるべしそはたと

へば此大倭國を皇御孫命の靜坐む大倭國と申してといふ意なりとありこれによりて考ふるに訓のしづめませんよりもしづまりますんとなすかた穩かなりまたその理由も後釋の説を可とす○己命和魂乎八咫鏡兩取託天、大穴持命の和魂を八咫鏡に取り託けてといふ意命は考に國造が言なりといはれたりさるを後釋に大名持神の御事は國造ならずともなじか尊みて命といはざらむ國造が言なりとあるはいかなる意ぞやとある如くとりわけて言ひたる言にあらずかし上の己命兒天夷鳥命とある文と同じかるべし託は史傳に付の意にて其和魂を此鏡に寄憑玉へるよしなり講義に字書に託は依憑也と見ゆとあればつくること著し八咫鏡云云考に古事記に有光海依來之神云云吾者伊都岐奉于倭之青垣山上此者坐御諸山上神也神代紀に大己貴問曰云云汝是吾之幸魂奇魂今欲何處住耶對曰吾欲住於日本之三輪山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也といへり

今異なることもあれどもその凡同じ事に落ちたりとあるを考ふべし。○倭大物主櫛頭玉命登名乎稱天。倭の大物主神櫛頭玉命と名を稱へてといふ意考に奇大魂ちふ言にて即和魂なり既は舊字にて大なることをいふ瓊杵瓊蜂などのみかに同じとあり後釋に大物主と申すと三輪に限りたる御名なり大名持命の一名にはやらせ櫛頭玉命も三輪に鎮坐御魂を稱たる御名にて同じことぞ既は伊加と同じくて嚴く健きよし也。凡て神名人名に加美といふみな同じ大きなる意にはあらずとありされば威稟のあるをいふなるべし。○大御和乃神奈備爾坐。大三輪の神社に坐すといふ意考に神なびちふ言心得がたきを此ほどおもふに神の毛理ちふ言あり毛理の約美なれば神奈美といふぞ本なるを美と備は常に通しいへり萬葉に毛理ちふ事に神社とも書しかばこころ三論の神社ちふ意となりぬされども今京のかたの哥に神なびのもりとよみしかば言重りぬとれもふ人。

あるべけれども古ヘ萬葉に神なび山の哥の二十首餘りあれど神なびのもりとよめるはすべでなし今之京こなたには物の實を忘れてただ歌をつくらんとして違ふこと多ければ論にたらずとあり後釋に神なびのもりといふこと今京となりてのこころは神なびは地名となれるうへなればその森といそんひがことにはあらず萬葉の頃すら既に神なび山とて地名の如くなりしをやと見たりさすれば神は稱名にて奈備之森なり此森に社或は神社を充つる之神のまします所は樹木の多く茂りて森となり居るより神社をもうとよまれたるならんともかくも神の鎮り坐せる地を神奈備とはいひたるなるべしさるを講義に神並の義也神代紀に宣領八十萬神永爲天孫奉護とある如く山にもあれ社にもあれ神の鎮り坐す所には其支神も共に侍ひ坐す故に然云りと聞ゆといはれたるはいかならん飛び離れたる一考なり坐は考にマサセとよませたり後釋にマセとよみた

りこれマサセの意なるべし○己命乃御子阿遜須岐高孫根乃命乃御
魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐 大穴持命の御子阿遜須岐高孫根の命
の御魂を葛木の鴨の神社に坐すといふ意考に此大神の事は紀に見
えて明らかなり此社は葛木山の南東の麓の鴨ちふ所に有て他より
高き所なれば高鴨の社ともいふなり今本この坐の下に須の字あ
るは上の御魂乎の辭に違へば今除けり此文にはことに落字も衍字
も多きなりと見えたり後釋に御子といふは次々三柱にわたれり坐
字前後共に四みな麻勢と訓べし書紀の訓に多く見えたり今坐をつ
づめたる言なり神名帳に大和國城上郡大神大物主神社名神大月次相嘗新嘗
葛上郡高鴨阿治須託彥根命神社四座並名神大月次相嘗新嘗と見えたりこれら
二者に供ふべし○事代主命能御魂乎宇奈提爾坐、事代主命の御魂
を雲梯の神社にまさすといふ意考にかく言を連れいへる中に是の
み達ひては文をなさず仍て乃神奈備ちふ四字を補つとあれば補ふ

方をよろしとす扱同書に宇奈提ちふ所は高市郡歟火山の西北に今
も雲梯村といふありそくなるべし和名抄に同郡雲梯宇名氏名氏とありか
くて事代主の神社は高市葛城ニ所に在天武天皇紀に此大神高市郡
の大領に依まして吾者高市社所居名事代主神云云と告給ひ式の高
市郡に高市御縣坐鴨事代主神社新嘗大月次と見ゆ又同式の葛上郡に鴨
都波八重事代主命神社二座名神大月並とて今もあり社も大なりこ
こは右の高市郡の神社をいふと見えたりさて萬葉二十不想乎想常云
者真鳥住卯名手乃杜之神思將御知とよめる也古へいと神稜威かと
しまして崇みし神社と聞ゆるを今こそその雲梯の社は國人も定かに
ねばえず成にけり猶よく問も考もすべしとありたり久保茲季氏は
かくいはれき後釋また記傳史傳にも云れたるは共に然らずそぞ牟
佐神社の禰宜宮道君某の文安三年に書る和州五郡神社大略注解と
いふものに雲梯神社と擧げて高市御縣坐鴨事代主神社を此社とし

在雲梯村神森といひ社家は事代主神とせりといはれきまた講義にも氏と同じ考を有し居れば必ず雲梯にまします神は事代主神たること著しきなり故にこれを是とす○賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天 賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神森にまさせてといふ意賀夜奈流美命は後釋に古事記にも書紀にも見えず古事記に鳥鳴海神といふあり大名持命の御子なりこれと同神なるべしと見えたるさるを講義に出雲風土記郡條神門に多伎卿所造天下大神之御子阿陀加夜努志多岐吉比賣命坐之故云多伎とあると同神と聞えたるがそは何神ならむと索隱るに決く下照姫命に坐り中呂神名帳に大和國高市郡賀夜奈留美命神社ありそれかとれもふに猶然らず彼社は飛鳥神社の別社にてぞあらむといはれたり久保季茲氏は此説まことに然ることあり上にも引る和州五郡神社畧解にかの加夜奈留美命神社を載せて社家者説曰茅鳴身神社高照姫命也と云り高照姫と申は

やがて下照姫なるべき由史傳に見えたると思ふべしさてかの略解に飛鳥の社を社家者和仁連古連説曰第一杵築大己貴命第二神南備飛鳥三日女神第三上鴨味鉏高彦根命第四下鴨八重事代主神とあり神南備飛鳥三日女神は同書に愚案天照大日靈尊之隱號乎と云れど此は推當の考にて實には加夜奈流美命亦名下照姫なるべし然らば此飛鳥神社は先と此神を主と祭りけむを後に大己貴神高彦根神事代主神を合せ祀り遂には事代主神を主とすることにはなりけるなるべしかくて別社にまた加夜奈留美神社あるは熊野は櫛御氣野命を祭れるに又別に久志美氣濃神社あると同じ理なるべし三代格に賀夜鳴比賣とあるにて女神なること明なれば事代主神と同神なりとの説は立難くなむといはれたりされば後釋の鳥鳴海神と同神なりとの説は取るを得ず依て講義の説と久保氏の説との下照姫を可とすべきか猶よく考ふべきことにこそあれ飛鳥云云考に此神社之高市郡とい

ひ飛鳥の神なびと有からとして尋るに今は知人なしもふに飛鳥に名高かりし神奈備の御室の山は即この賀夜奈流美の命の坐つらむその神奈備山も今は知人なし飛鳥の岡の里より西六七町ばかりの所に雷村ちふ有て低き岡のあるを是やいにしへの雷岳ならんと云へり雷岳ハ即神奈備山也さしも音に聞えし神社のかくまどはしくさへなりにしはあさましともあさましやといはれたり後釋に飛鳥の神奈備は神名帳に高市郡飛鳥坐神社四座並名神大月次相嘗新嘗とある此なり此社の古の地は今雷村といふ所にてそのあたりにひきき山のあるこれ即神奈備山也雷岳といひしも此山なりさるに天長六年三月に神の託宣によりて此社を同郡鳥形山といふに遷されしよし日本紀略に見ゆたり然れば今の飛鳥社の地は鳥形山にて古の神なびにはあらず神なび山は雷村の山なること疑ひなし然るを世の人これをさだかならざるがごとく思ひ考にもうたがはしげにいはれたる

も今の社の地はかの天長に遷されたる所なることを考へもらされたる說ぞかしとあるを見れば古今の區別ありて古への飛鳥は神奈備山即ち雷岳あり後の飛鳥は鳥形山なりと定め辨ふべきにやさて此飛鳥神社に主と祀られし神は加夜奈流美命にして事代主神にあらざることは上に述べたるが如しさるに後釋にあがながしくいはれたる說われども據りがたければ取らず唯参考の爲下に舉ぐへし飛鳥神社は事代主神を主と祀れり賀夜奈流美命を祭れる社にはわらず賀夜奈留美命神社之式に同郡に別に有て弘仁十三年の官符にも賀屋鳴比女社とありて飛鳥神の裔神と見えたり又事代主命の神社は此飛鳥の外にも高市郡御縣葛城鷦などにはあれども宇奈提にあることは物に見えたることなし然るをここに事代主命を宇奈提といひ賀夜奈流美命を飛鳥といへるは二方ともに所たがへり故つらく思にこの文は事代主命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐賀夜奈流

美命能御魂乎宇奈提爾坐天と有けるが中ごろ誤りて飛鳥と宇奈提
と入まがひたるものなりけり右の如くなるときはいづれもよくか
なひて二方ともにいさざかも疑はしきことなきをやされば宇奈提
は即式の加夜奈留美命神社にて萬葉に卯名手の社とよめるも是也
今之雲梯村のあたりなるべしるを或説に此社を今柏森村に在と
いへるはいかがあらむ所たがひておぼゆと見えたり○皇孫命能近
守神登貢置天 皇孫命の近き守神と貢り置きてといふ意後釋に近
守とは皇京の同じ大倭の國內なるを以てなりとわりさもあるべし
講義に上に皇御孫命乃諦坐牟大倭國申天と見えたるそは天皇の大
宮所は大和國に敷玉はんといふ意こは其京城の近守神として大穴
持命乃和魂及御子神たち三柱の御魂を出雲國より大倭國へ國避の
今貢置て鎮しめ玉へるものなりとあるを以て此文意をさること
を得べし○八百丹杵築宮靜坐支 杵築宮に靜り坐しきといふ意

八百丹とは考に多くの土をいひそを杵して築くといひかけたる冠
辭ありといはれたるは可なり杵築とは後釋に風土記に八束冰臣津
野神之國引給之後所造天下大神之宮將奉^ニ諸皇神等參集宮處杵築故
云寸付神龜元年改字杵築と有るにて名のゆゑよしは明かえまたい
ふ考に是まで一段なりといそれたりこれ一小段とすべき所にこそ
○是爾親神魯伎神魯美命宣久汝穗比命波天皇命能手長大御世乎堅
石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾
ここに親しき皇祖の男神女神の宣ふ汝穗日命之天皇命の長久の
御世を堅石の如く常石の如く變ぞりなく齋ひ奉り嚴御世に幸へ與
へ給へと仰せ賜ひし次のままにといふ意考に親の字の上に皇の字
を加へられたり後釋に補はれたるはわろしとあり平田本には皇の
字なしこれ無きに從ふべしまた考にかの大名持命の祭之穗日命の
なすべきものと皇祖神の宣ひしは大名持命を敬祭て且御孫命の御

代をも遠く祈奉らん爲なる事ここにて知らるさて次とは穗日熊野命より國造まで次づといはれたり講義に詔詞解に天皇御子之阿禮坐牟爾繼々爾大八島國所知次止とある下に此詞を引て天穗日命より國造の次々に仕奉るを次と云うとあることをもて次といふ辭の解は明かなり天津次とあるも之に同じとあるをもて次といふ辭の解は明かなり良久止奏 齋ひ事仕へ奉りて朝日の豐に榮に登る如くに神の禮代臣○供齋仕奉氏朝日乃豊榮登爾神乃禮自利臣能禮自登御禱乃神寶獻の禮代と御禱の神寶を獻ると奏すといふ意考に神の禮自利は穗日命よりいや次々の神たちの禮代なり臣乃禮自は國造が禮代なりとあり後釋に乙この禮自利は穗日命より始めて次々の出雲氏の神たち又國造の皇朝に獻る禮代なりとあり講義に大國主神國去の時に其禮寶の物を天穗日命に託て其大神の皇孫命の大御世を手長の大御世と齋ひ奉り給ふ表に獻り玉へるを天穗日命の復奏したまひし

時に天津朝廷に擎奉りし例に擬ひて其裔乃出雲國造が熊野杵築兩神宮に供奉り其大神等に奉れる神寶を申下して大神の禮寶として獻るを以ていふなりこれ敬禮の表に奉る物質を云ことにて神に奉る幣帛を禮代と云も其意味同じ上の如く神の禮自利は大國主の神の此國土を皇孫命に避奉らせ玉ふ表物なるかそれに並べて天穗日命より奉りたまひしは所謂臣の禮自利なるが此ニを合せて天夷鳥命より次に其裔孫の國造より御代々々朝廷に神賀吉詞奏す体質は捧け奉れるものと見ゆるなりさてかく神の臣のと重ねて云ふ事は始め大國主神の國去の禮代を天穗日命の返事の禮代として天神の御許に献り玉へる美たき吉例なるによりて其天津次のままに天夷鳥命より以來世々出雲國造等かの両神宮を伊豆の眞屋に令請奉りて一年の齋をなしつつ御禱の神寶を成し整へて奉れるその出雲臣の獻れる禮代也といへども神の禮代を貯持て捧ぐる由なりとある

を以ても此段の狀をさとるべし自利は自呂の轉音なり自呂之物代
又は代物の代と同じく物實にして禮のしるとして奉る物をいふ
なり御禱乃云云考にかく申して次々に其獻物をことばとして御賀
を申すなり文の次第よろしきをおもふべしさてこの獻物の品々は
日照命の天より持下りし神寶をうつせしにて且かの丹波の見のい
ひしと謂ねばろくかなふとともにわらひ仍てその事も上に引たる
なりと見えたり○白玉能大御白髮坐 白玉の如く大御白髮の生ふ
るにいたり給ふまでといふ意後釋に御白髮生給ふまで御命長くま
しまさむといふのみなりとあり講義に臨時祭式に玉六十八枚とあ
る細書に赤水精八枚白水精十六枚青石玉冊四枚と言えたる是なり
とありされば神寶にかけて神賀の詞を申すなり○赤玉能御阿加良
比坐 赤玉の如く御顏の赤く健にますといふ意考に御病れはしま
さざるは大御顏の色をたとふ上の水分の祭に赤丹穗に聞食といへ

るにひとじとあり後釋に他の祝詞などに豊明爾明坐とあるも明は
借字にて同意也あからひはわかりを延たる詞にて赤らむといふに
同じとありされば顔の赤くなるは身体の健康なればなり故にすこ
やかなるをあからむとはいひしなるべし○青玉能水江玉乃行相附
青き玉の瑞愛の玉の行合ひ並びたる如く天下を整ひ治め給ふと
いふ意考に水江は借字にて稚枝をいふ萬葉三今十五十葉枝丹水
枝指とあるも水は借字也此外わかき事をみづといふは冠辭考にい
ひつ右に依は江之枝の字を誤にしにも有るべしさてここの意はか
の式にいへる四十四の青玉を緒に貫連ねたらむ之木の稚枝の如く
青くみづくしくみゆべし又をわがねたるをもて行相といひて
天皇の天下をすべめぐらしてしろしめすにたとへたり云云とあり
後釋に水は考の説の如し江は借字にて可愛玉也行相とは緒に貫た
る玉と玉と相並び著たる所をいふ鶴の行相の間をどいふと同じた

とへたる意は此玉どもの相つらなりて並び着たるさまのよくどりのひて乱れざるが如くに天の下をととのへ治め給ふよしなりとあり考の説少志きこえざれば後釋に従ふべし○明御神登大八島國所知食天皇命能手長大御世乎御横刀廣爾誅堅米 明つ御神と大八島國を知しめす天皇命の長久の御世を御横刀の廣らに打鍛ひたる如く大御身の健にましまして御壽の長く遠く天の下を知しめせといふ意考にこそ御横刀の威をもて廣誅堅といへる意は聞えたれどいささか言たらばす聞ゆとあり後釋に前後に舉たる種々の物一ひとにみな能てふ辭あるをここにのみなきと刀の下に其字落たるか又廣といふこと大刀にも物遠く打堅めにも似つかはしからざるはいかが誤字ならむか誅字もいかがなれどこはさても有べしこの詞はかにかくに誤字脱字など有べくおぼゆとありかく此二書は誤字脱字あらんとて意をとらずさはあれども此處は脱字を補そすんば

意通せずといふ事にもあらざれば強ちに補はずともよかるべしないた誤字に於てもさらなり故に講義に臨時祭式に金銀裝横刀一口長五分六寸とある是なりこは句上に明御神云云手長の大御世をとある長に對へて廣といへるなり猪太刀に八握劍十握劍など云は長さを計ていひ又尾羽張など云そ其鉢の張廣されるをいふ廣矛など云も是に同しければ其横刀の長く廣きを以譬とはせるものなり誅堅之御横刀を打鍛ひ堅めたる如く大御身堅かに大座て大御壽の長く遠く天下を知しめせとなりとあるを以て此全文のわだかまりなくしこえたりいま此説に従ふを可とすべし○白御馬能前足爪後足爪踏立事波大宮能内外御門柱乎上津石根爾踏堅米下津石根爾踏凝之白き御馬の神賀を奏する庭中に引れて行くに前の足の爪後の足の爪を立てて踏み行く事そ皇居の内重外重の御門御門の柱を踏み堅めしむるなりといふ意講義に大宮造の堅固なることを讀申せる其

意味を以て馬の爪して柱根の地を踏堅め凝すを賀たるなりさて上津石根と下津石根と並べたる之文の章をなせるなりと雖いふ意は此大地上より地底の際限までもと云ふなりと見ゆるにて明かなり考後釋共に凝立とあり而して後釋に凝立の立字は志の誤りにて小字なるべし其故はこここの文は馬の爪して柱根の地をふむを以て柱の根を踏堅むるよしにいへるにこそあれ柱を立る事をいへるにあらず柱立るは馬爪にあづかることなければ立といふべきよしなければなり上に柱をとはあれども文の意はただ柱根の地をふみ堅むるよしのみありとありて志字の誤字ならんと平田本には之字に書きてあり按するに立にては穩かならず志或は之の字に改めたる方よかむかしまたいふこそこも禱申せるにて講義に臨時祭式に白眼鷦毛馬一匹あとの此をもて禱申せるなりとあるにて知るべし○振立流事 波耳能彌高爾天下乎所知食左牟事志太米振り立る事は馬の耳の彌上

に高き如く天下を知しめさむ事の益々隆盛に赴く下地の顯はれ見ゆるといふ意振立るとそは耳の序言にある言ときこゆ考には耳をなりとあり後釋には耳といはざるそやがて次に耳能とある故なりとあるをもても耳といふべきを下に耳能とあればふうたつるといひて暗に響かせしなりされば序とみるべし彌高云云考に大祓に馬を引立るは天地の神たちの耳疾く祓の詞を聞給ふに取ここは天皇の天下の事を御耳はやく聞しめすべき物質とせり馬は勝れて耳とき物なれば也とあり後釋に馬の耳は高く立る物なる故に彌高といふなり大祓詞に高天原爾耳振立とあるも高天原爾千木高知といふと同様くて高きよしなりさてかの大祓にて神たちの疾く聞給ふ表にいへるをこそは疾く聞しめすよしにはあらずただ彌高といはん料のみにて此馬の耳の高きが如くにといへるなりさて天皇の天下しろしめすを彌高にといふは御代のいやますくに隆盛なるよし

なり萬葉に高殿乎高知座而など多くあるも宮殿にかけて盛にしろ
しめす事をいへるなりとありされば前説は少しきこえざるにより
後説によるべし志太米考に之志の下に乃の字を加へてしるしのた
めとよませたりこれとるを得ず講義に爲給へといふ意なりとあれ
どもよられず獨り後釋に下見えにてその下形の顯それ見えたるを
いふ今世の言にも下地下づくろひなぞすべて物の基かねてのまう
けを下某また某下といふこと多し下形とは雅言にもいへりさて見
えを米といふはつねなりとある説によるべし○白鷗乃生御調能玩
物登 白鷗の生きながらの御調の玩物といふ意白鷗は考には古
へは久久比といひ後世は白鳥といひて水鳥の白き大鳥也然ればこ
こは白き久久比と訓べければ他の色も有をば白き云云といひただ
白きのみなるをばしら鷺しら雪といふ例なればさとよむべからず
さらばしらぐひと訓んも言よろしからず又白の字を捨て久久比

とのみよまむとすればこの文の字を用ゐし例に違へりかくて紀に
白鳥とあるも皆この久久比の事とおぼしきよし有に後世も是を白
鳥と呼て他なければこそをしら鳥と訓也そもそも鷗字は是にあた
らず鷗ぞかなへるなり然れば鷗布古の字を用ゐしに依て久久比ちふ
名も白鳥をいふにあらずと思ふ人侍れど古き神樂歌にミナトダニ
グクヒヤツチリ、トロチナヤ、といへりこの古布の鳥はただ雌雄をる
もの久々比は群をれば八つをりともいひ又トロチナヤは鳥を取る
擒なしといふ也古布は食ふべからず玩ふべがらぬ鳥なれば擒して
取らむ事を云べからず然ればこの久久比も白鳥をいふこと知るべ
しとわう後釋に鷗字を本に鷗とあると誤なり考に改めて書れたる
よろし此鳥の事すべて考の説の如し但し鷗字は久久比にあたらず
鷗字われたりといはれたるは返てたがへり鷗字はすなはち今い
ふ白鳥にて久久比によくあたれり鷗は古布にていまも古布といふ

鳥なり此事昔よりまぎれつること多し和名抄に鵠を於保止利あるはあたれるを鵠を古布あるはあたらすとありこれ彼れ此れ補ひて見るべし生は考にいくとよまれたり後釋にはいきとよまるこれいきをいふ方穩やかなりさて此物を獻ることにつきては考にいきながら籠にこめて御玩ひに獻る也仍て儀式にも式にも垂軒と註せりと見也後釋に式に垂軒と注したる垂字は乘の誤にて興の如き物に乗するをいふ軒は車なれどもこれは輪ありて挽く車にはあらじ昇物なるべしあてこの鵠を獻ることは本牟智別命の故事に依てなりと或人のいへるさもあるべきことなりかの命は垂仁天皇の御子にて鵠の事古事記書紀の其御段に見えたりとあれば白鵠の遊び物として獻ることは知るゝなりまた講義に白鵠は臨時祭式に白鵠ニ翌^乘軒とある是なり生御調と生ながら奉ること式に御贊五十昇とあるそれに別たむ爲に生御調と云るなり玩物は其白鵠の生御調

は御贊として奉るならず故わりて御愛翫の料に奉出するとなる故にかくは云るなり此白鵠の生御調を奉れるを垂仁天皇廿三年御紀に湯河板舉獻鵠也譽津別命弄是遂鵠得言語とある吉例に依ると云も更なるに此時の事を古事記に出雲大神の御心と見え姓氏錄に詣出雲宇夜江捕貢之とあればよしあることとなるべしとあるによりて益事と明らかなり○倭文能大御心毛多親爾倭文の如く大御心も鮮に體にましませといふ意倭文は考に皇朝の上つ代の布にて式のころまでも有りし物なり青筋のある麻布なりけん事など冠辞考にくはしくいへりとあり後釋に冠辞考にいはれたるごとく古へのよき布にて筋を織たる物なり志豆とは即ち須遲といふことなるべし今いふ島織之これを島といふは狭間なり然いふ意と古のは筋の大にあらかりけんを後にはそを細くこまかに織たるも出來てそれを分て狭間織といひしが又後には古へのあらきはすたれてその狭間

織のみひろまれるからつひに筋織の物名とはなれるべし考に倭文を青筋ある布といはれたれと筋の色は青にはかざるべからずかの釋日本紀にいへるはたまく青筋なるがのこれりしなるべし猶倭文のことは古語拾遺古事記にあるを見て知るべし多親爾は考に多字と必ず誤字なるを其字年ごろ思ひ得がたりしを今思ふに皇の字を草にかけるを誤れるにて皇親なりけりといはれたり後釋に考に皇親とせられたるはむげに聞えぬことなりといふが如く多親にて義」かなり後釋に多親爾と親字を假字に用ひたることは例もなきいかがに聞ゆれども多志爾といふ言古く有てここによく叶へり古事記允恭段の歌にササバニヤ、ウツヤアラレノ、タシダシニ、ヰ子テン云云雄略段の歌にタシミタケ、タシニハヰ子ズ、出雲風土記島根郡手染郷の下に此國者丁寧タヌコツヤクニナット所造國在詔而故丁寧負給而今人誤手染云耳この丁寧もたじにと訓べし然らざれば手染タヌジミに縁なし萬葉十二に

慥使乎云云などあり多志爾は慥に也さて倭文にいへる意はかの布の筋の鮮ば慥に分れとほりたる如くに天皇の大御心たしやかにましませとなりとあるにて知るべしまた同書に多は和の誤にて和親にてナゴヤと訓べき説をいはれたれどいかがに思ふければとらず○彼方能古川岸此方能古川岸爾生立 古川の彼方の岸此方の岸に生ひ立てるといふ意考に今本に二つながら古川席とあるは聞えず席の字は原を誤れることするければ岸に改めつとあり後釋に本に彼方の下の能字はなきを今は考の本に加へられたるによれり此方の下にそ此字あれば之考に席字を誤として改められたる原もさることなれども猶思ふに岸の誤ならむとぞおぼゆるとあり平田本には右二様加へられつれば此の方しかるべし生立を考にナリイヅルとよまれたるときこえずオヒタデルにて可なりさて此處之古川の彼方此方の岸といふことなるを文をあやなしてかくいへるなり

○若水沼間能彌若叙爾御若叙坐 若栗の木の彌若枝の指す如く若やぎませといふ意水沼間のことと考にいはれたる説は信じ難し後釋にこそいとく心得ず其故は生立といひ若といひ彌若叙といへるは必ず草木とこそ聞たれ云云上に舉たる種々の物の例をも思ふべしいづれも皆其物の色形あるは其事を取てこそたとへとはじめさればここは必ず川のべに生ふる草木の名にて獻る御贊の中の物なるべきを其字の誤れるか文の亂れたるなどなるべし故思ふにもしくて若久留須能なりけんを久を水に留を間に須を沼とはなせるを後に又さかしらにその間沼を下上に置かへて水沼間とはなせる歟かく云故は語のつゝき古事記の雄畧天皇の大御歌にヒケタノワカクルスバラ、ワカタヘニとよませ給へる例ありさて獻る御贊の中に栗もあるにつきての祝詞ならむかと思へばなり栗柄に栗林なりとありこれきこえたるやうなればとれり講義にも説れられたども

後釋に及ばざれぞ掲げず猶よく考へて後に記すべし若叙は後釋に若やぎの古言なり古はわかぬとのみいへりそれをわかやぎといふは中昔よりの言なりとあれば語の變遷したるなり〇須々伎振遠止美乃水乃 振り滌きし淀みの水のといふ意よて考にススキフリサクトウヅノミノ云云と讀れたるはどりにくし後釋にスギフルチドミニミヅノと云方によるべきにこそ同書にすすきふるは滌振にて振滌といふに同じ其内こそ振といふ事重き故に下にれけり振を動かすをいひて滌ぐさまなり遠止美は淀みなり今も此伊勢人なぞ水のよびむをも又事の盛りなるが弛び静まるをもをよむといへりさてかの出雲風土記なる仁多郡三津の水は神代にめでたき山縁のある水なるゆゑに開造の此齋にも用ひ初ることなれば御贊五十昇の内にもまじへて此水を獻るなるべしさる故に此言はあるならむ云云かくて滌ぎ振といふはかの神代に阿遲須伎高日子命の御

身沐浴坐とあるにつきていへるにてをどみの水と之川にて身にま
れ物にまれ濾き振ればその勢ひにて流るゝ水の淀みてやや上ぎま
へもさかのぼる故にいへりとあるを見れば淀みたる水を獻てるに
つきていひたるなり〇彌乎知爾御袁知坐 濾き振ればその勢にて
流るゝ水の淀みて上ぎまへ遡る故にあとへかへるなりその遡る水
の彌が上にも遡りに遡りませといふにて天皇の御年の若かへりに
若かへりましませといふ意考の説はとりにくし後釋にこそ本に
禰乎知爾御表知坐とあるは決て誤なり然るを考に上なる美乃水乃
を此上に属御表知坐を次なる鏡へ關て本のままに訓れたる故に言
たらざれば言の落たるなりといはれたりこそ已もいと心得がたか
うしを猶よく思へば言の落たるにあらず字の誤れるにて禰は彌な
り表は袁なりけりこれら字は相誤れる例常に多しかの如くただ
二字を改むればいとよくきこえて語もよくととのへりかくて乎知

とぞ何にまれ初のかたへかへるをいふ言にて老たる人の若がへる
をもいへりここはかの川水の濾き振る勢ひにて淀みつつ上方へ
ややかへりかへりするを禰乎知といひて天皇のいやましに若がへ
り坐むことに申せるなりとあるにて知るべし〇麻蘇比乃大御鏡乃
面乎意志波留志天見行事能己登久 真澄の大御鏡の面を押晴して
見給ふ事の如く即ち曇なき鏡の面を見る如く天皇の天下を明かに
看そなはし知しめさむといふ意考に麻蘇比の蘇は須美の約志なる
を轉じたるにて真澄日の鏡也こそ大日女神の御像をうつせる物な
れば日といへりまたこれと加の出雲人の祭る真種之可美鏡といふ
に本づけるにやさてこの鏡は天つ日の御面の天下の照すにたと
へいひて即今の天皇の御事にいひつけたるなりれしはるしそ押晴
かしなりと見也この説中信ヒ難キ所あれどもとるべき所多ければ
あけつ後釋に鏡は獻物の中の一種なる故にたゞへにいへるにてお

しはるして見そなはすことの如くとは曇なき鏡の面を見給ふがごとくといへるにてその如くに天の下を明らかに看そなはししろしめざむとなりと見ゆまた講義に臨時祭式の獻物の中に鏡一面徑七分とある是也麻蘇比は眞澄にて塵ばかりも曇りたる限なくして眞に澄明けきを云なり神代紀仲哀天皇紀に白銅鏡と書て然訓み萬葉十三に眞十見鏡十六に眞墨鏡なども見えたりされば比を濁りて毘字倍奈彌とあるは諾なるを彌と通そし云る例もあればなりとある如くますみとまそひとは通ひ音なることを知るべし意は曇りなく眞に澄みたる鏡といふ義なり○明御神能大八島國乎天地日月等共爾安久平久知行牟事能志太米止 明つ御神即ち天皇の大八島國を天地日月と共に安けく平けく知しめさむ事の下見えといふ意即ち天地日月と共に窮りなく治しめさむといふ義なり講義に神代紀に

寶祚之隆當與天壤無究者矣と天神の言壽詔たまへりし如く大國主神の國去の時に然白し玉へるを天穗日命傳へ申し玉へりし跡を踏て國造の神壽詞を奏す趣を述たるにてこそ始に天皇命乃大御世乎長乃大御世止齋としてと云出たるより始て又其中間にも汝天穗日命は天皇命乃手長乃大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨ともあるを合せて終めたるものなり此すなはち天神の大御命を受給はり傳る趣なりとあるをもても證とすべじ○御禱乃神寶乎擎持氏神禮自利臣禮自登恐彌恐彌毛天津次能神賀吉詞白賜久登奏 御禱の神寶をささげ持ちて神の禮代臣の禮代と恐み恐みも天津次での神賀の吉詞を白し賜ふと奏すといふ意さて考に穗日命より始て次々に今の國造某まで絶せず賀申奉るといふなりかかれば其賀詞いと上つ代より有けんを既にいふ如くこの詞は飛鳥の宮より上にあらず見ゆれば上つ代より唱へ來し言後に

違ひ失へる事もありしを正し補ひて飛鳥岡本の宮の御時に書つら
ねつらむされども其時は假字書なりしを後に此字を書加へしにや
とも今は字あやまり言落などして解かたき事多かれど年月に考て
かくまでもしるせしや云云とあり後釋に此詞はまことにいと古く
たふとく古語のいともめでたき物なるを近きころまでそ世にとり
見る人もをさをさなかりしを吾師の大人の殊にかくめでたふとば
れしによりてぞ世にあらはれて人みなの貴とき物にはすなるこれ
もまたいとたふとき功にぞ有けると見えたり此詞の古き近きは既
に上に述べたるが如しともあれかくもあれ古き詞にて言簡にして
義明らかあるはめでたしともめでたしまた講義に上に是に親神魯
岐神魯美命宣久天穗日命波云云仰賜志次乃隨と見ゆたる如く其天
穗日命の天朝廷へ返事申上給ひける時更に天神の宣ひ附させ給へ
りし事の有に依て其子天夷鳥命の高千穂宮に参向ひけんより其諱

の出雲臣等世々仕奉を以てぞ天津次とは云也けりされば此詞も固
り其時に成たる物にて人世の作に非る事上に註へるが如し但獻物
の如きと其時々に少異ある可れば詞も聊か替も有つらめども其大
旨の易れるならねば甚々尊き文なりかしそ見ゆいづれの人にもまれ
尊まざる人はなからましあはれめでたき文にこそ

中臣壽詞

中臣壽詞 此詞は前文の出雲の國造神賀詞と同じくして神
代より語り傳へたるものなるべしそは高天原より皇孫の天
降りましまし時中臣の遠祖雲天兒屋の命の御供仕へ奉り
てより以來相傳へて天神の壽詞を申ししかば其裔中臣の氏
人の即位あらせらるゝときは壽詞を奏すことととなりにた
りされば此詞題名とては無りしものなるべけれどもいつと
なく中臣氏の奏すよりして中臣壽詞と稱へ題号ともなした

るならん講義に文には天神の壽詞とも又略ては唯に壽詞と
のみも云り此を中臣壽詞と云て其題名の如くなるを人も然
思へるは高千穂の皇大宮に初國所知食皇御孫命の大嘗の大
政を行はせ給ふ時に高天原より大御供仕奉りて天降給ひし
中臣上祖天兒屋命より次々相傳へて天神の壽詞を稱申せり
しかば其中臣の氏人の奏す壽詞といふ意味なりさて此を天
神の壽詞としもいふことと皇祖天神の大御命を受傳へ奏す
由なる事云も更なるがこそ同じ神語の中にも皇御孫命の
天津日嗣の高御座に即せさせ給ふ初より天地と日月と共に
照し明らか御坐て齋庭の瑞穂を聞食む事に皇神の御中皇御
孫命の御中執持て茂槍の如く木末傾けず中在ふりて中臣の
仕奉る事を言壽き申述るか故に殊に壽詞と云るにて神祇
官なる中臣奏天神壽詞の義解に謂以神代之古事爲萬壽之寶

現御神止大八島國所知食須。大倭根子天皇我御前仁。天神乃壽詞遠稱辭定奉良久止申須。

現御神止大八島國所知食須 明に世にればします御神にて大八島
國即ち大日本國を知しめすといふ意講義に天皇命は天神の御子と
なりまして顯國に現はれ坐る大御神と申し奉る意ばへなりとある
は現御神の解なり猶出雲國造神賀詞の初めにあるを見合すべし〇
大倭根子天皇我御前仁 大倭根子天皇が御前にといふ意倭は大和

國をいふにあらざるは古事記にいへり根子は共に親愛詞なり大倭根子とありまた倭根子また根子日子云云などの詞づかひ古事記中巻に多く見ゆるを見合すべし講義に根子の根はその土着する國土を云にて島根國根などの如く子は其地に生坐るを以て然稱へ奉れるが何時となく尊稱とは成れるものなりとありこの根子の説あまり強言なれどもおどろかしあくなり○天神乃壽詞遠稱辭定奉真久止申須 天つ神の壽詞を稱辭定め奉ると申すといふ意定奉とは講義に彼皇御孫命の天降御の時に事依し奉らせ給ふ大御詔を以此詞を始て制りて申し初たる時の詞なるを其任に用ゐられたるなりされば大御詔を奉りて此詞を仕奉れが故に定奉とは云へるなりといはれきさもあるべし

高天原仁神留坐須。皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。八百萬乃神等遠集倍賜天。皇孫尊波。高天原仁

事始天。豐葦原乃瑞穗乃國遠。安國止平介久所知食天。天都日嗣乃天都高御座仁御坐天。天都御膳遠長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁。瑞穗遠安介久由庭仁所知食止事依志奉氏。天降坐之後仁仕氏。天忍雲根神遠。天兒屋根命。皇御孫尊乃御前仁。中臣乃遠都祖天兒屋根命。皇御孫尊乃御前仁。漏美命乃前仁受給波里申仁。皇御孫尊乃御膳都水波。宇都志國乃水爾。天都水遠加氏奉車止申世止事教給志仁依氏。天忍雲根神。天乃浮雲仁乘氏。天乃二上仁。上坐氏。神漏岐神漏美命乃前仁申世波。天乃玉櫛遠事依奉氏。此玉櫛遠刺立氏。自夕日至朝日照萬氏

天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告禮。如此告波麻知
 牛此遠持天。天都水止所聞食止事依奉支。如此依
 波弱蒜仁由都五百篁生出牛。自其下天乃八井出
 光奉志任仁所聞食由庭乃瑞穗遠四國ト部等太
 粉走灰燒薪探相作稻實公等大嘗會乃齋塲仁持
 齋波利參來氏。今年十一月中都卯日仁由志理伊都
 志理持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利月內仁日時
 遠撰定氏獻留。悠紀主基乃黑木白木乃大御酒達。
 大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止。

汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食氏豐明仁明御坐氏。
 天都神乃壽詞遠稱辭定奉留。皇神等母千秋五百
 秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利氏
 伊賀志御世仁榮志米奉利自康治元年始氏與天地
 持日共照志明良志御坐事仁本末不傾茂槍乃中執
 臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申。

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。高天原に神留り
 ます皇が親しき御祖の男神女神の命を持ちてといふ意○八百萬乃
 神等遠集倍賜天。數多の神たちを集め給ひてといふ意○皇孫尊波
 高天原仁事始天。神議り議り賜ひて皇孫尊は下つ國を事依給ふこ
 とは高天原に事始まりてといふ意○豊葦原乃瑞穗乃國遠安國止平

介久所知食天 豊葦原のみつみわき稻穂の國を安き國と平げく知しめしてといふ意○天都日嗣乃天都高御座仁御座天 天つ日嗣の即ち天皇のまします天つ高御座の御座にましましてといふこころなり○天都御膳遠長御膳乃遠御膳止 天つ御食を長久の御食の永遠の御食となしてといふ意さて天つ御膳をのをの字は前例に背ける辭なり恐らく之乃の字の誤なるべし玉勝間に遠字は必ず乃なるべし遠にても聞ゆる如くなれども皆は次に瑞穂をとある遠と重れりとありさるを講義に天津神の事依し奉り給ふ水穂を以て仕奉る御膳なるが故に遠の辭を用ゐられたり然れば天津御膳遠と瑞穂遠と遠辭と重複すと雖少も妨無き者なりといはれたりさはあれども遠にて意のきこえざるにはあらねども前例は皆乃にて此詞のみ異なれば如何あらんと考へてなりいまは乃の誤字なりとなす方穩なるべし○千秋乃五百秋仁 瑞穂遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉氏

千秋万秋に瑞穂を平げく安く齋庭に知しめせと事依しまつりてといふ意由庭とは齋場にて神を祭る所をいふ此處は悠紀主基の大御政を行はさせ給ふ大嘗宮をいふなりさて講義に由庭の起源はしも保食神の御身より種々の穀物の成出し時に天照大御神の甚悅はして此物は顯見蒼生の食て活べき者ぞと詔ひて其稻穀を天狹田及長田に殖しめ給へりしかば其秋垂穂八握に茂て快く實成れるを收めて大嘗聞食す時に新宮造り給へるなむ由庭にはありける神代紀御天降に天照大神又勅曰以吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾兒と見えたる齋庭は高天原にて天照大御神の毎年の新嘗を所聞食齋庭を云へるなり此詞に由庭に所知食とあるは其齋場に於て所知食せと仰せ給へるにて此に引る御紀の趣に異ならずとあるが如く新穀を齋場にて知しめせとこと寄せまつりしなり所知食玉勝間に由庭爾知所食の知の字は聞なるべしといはれたりさるを講義にこそ

上に安國止平介久所知食より相對へて全と御國を知食す御事を兼并せていふ所なるが故に所知食とは云らず下なるは此大嘗の大御政を執り行ひ給ふ一方にのみ云ふが故に所知食とは云はざりけるものなりといはれたりそもそもしろしめすはしろすを更に敬ひていふ語にてそのしろすを知るの敬語なり而して統べ治めたまふといふ義になるなり然れば瑞穂のことを齋場に於て治めたまふことを云へるにできこしめすといふにはあらざるべく考へらるゝなり故に講義の説の如し○天降坐之後仁中臣乃遠祖天兒屋根命皇御孫命乃御前仁奉仕氏事依しまつりて天降りましましし後に中臣の遠つ祖なる天兒屋根命の皇御孫尊の御前に仕へ奉りてといふ意○天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏天忍雲根神を天の二上に上せ奉りて皇祖の御旨を伺ひ奉るといふ意天忍雲根神は天兒屋根神の御子なり二上に上せまつること皇祖の男女ニ神の御旨を受賜はる

に登りしなりこれ皇御孫尊の御使に立奉りたるなりさて此の二上といふ名稱につきては史傳に高峯の遙り上れる狀の二つに分りし故に負る山名なれば布多賀美といひては語の道に叶はず必ず二能煩理と云はではあるまじき語の格なるに然いはざるは當らず大同本紀の天ニ上命を別本また他の古書ともに天ニ登命と書たるもの多かりニ登と書たるをば布多能煩理と訓むより外なければ此を例としてニ上をも然訓むべき事論あるまごくこそといそれたるをもてニ上とは訓まじくフタノボリと訓べきことならんと考へられつれどもいよき證あらばこれに從ふべし○神漏岐神漏美即ち皇祖の男女ニ神の命の前に於て旨を受給はり申すに云々と下にかかる文体なりこれ皇御孫命の御膳津水に仕奉らむ天津水を受賜そらめしめたまふをいふなり○皇御孫命乃御膳都水波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉牟止申世止事教給志仁依

氏 皇御孫命の御食つ水は顯國の水に天つ國の水を加へて奉らんと申せと事教へ給ひしによりてといふ意講義に皇孫命の大御膳に仕奉りて所聞食む水を云なり神宮雜列集に舉たる大同本紀に皇大神宮皇孫之命天降坐段に天牟雲羅命御前立天天降仕奉時爾皇孫命天牟羅雲命乎召詔久食國乃水波未熟荒水爾在介利と見え二十一社記に水天孫降臨時諸神申葦原中國者潮也可何仍供奉神中天叢雲命云神天上還皇祖申賜云云と見えたり此二を合せて思ふに古昔は潮水の儘にて荒く熟からざりければ天忍雲根命と天牟羅雲命と二柱を相並べて御膳津水の事を申しに天上に之立奉り上させたまへる者なりとある如く國土の水のみにて之荒きもの故に天國の水を請ひ求めて和合なすにつきてかく申ししなり○天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃ニ上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天忍雲根神の天の浮きたる雲に乗りて天のニ上に上りましまして皇祖の男神

女神の命の前に申せばといふ意○天乃玉櫛遠事依奉氏 天の玉串を事寄せまつりてといふ意玉櫛の櫛の字は借字なりさて此處の串は一本なるやといふにさにはあらざるべし下の語句を見るに數多の如く考へらるゝなり既に史傳にも五百箇の生出たると思ふにつにはあらず神代紀に五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野篠八十五籤とある如く數多くの玉串なるべしとあるを證とすべし○此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照万氏天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告禮此玉串を刺立てて夕日の耀く時(今の八時古への五ツ即ち辰の時なり)より其翌朝日の登る時(今の四時古への七ツ即ち申の時なり)より天つ詞の太詔刀言を以て告げといふ意天都詔戸乃太詔刀言は既に解を下せりその呪する文句は如何なるもかをいふや詳ならず或説に天忍石水てふ言なりといひ登保加美てふ言なりといひて唯思を述べたるのみ皆信を置き難し兎にも角にも言そありしなるべし

て講義に高千穂皇大宮にて新世の大嘗の齋庭に刺立て天水を求むるなり以來大嘗の大御酒を釀り大御饌に炊き用させ給ム料の水と此事を行ひて天水を得て仕奉れりし事決し中儀式にト定御井所云云式に其井二處ト訖御井者造酒兒始堀造酒兒御井稻實ト部堀とするなど此ト定して堀る御井はしも昔は此文の如くして求るせ給へりけんを中古よりは唯ト定めそのト食たる所を堀て水を得る事とはなれりしなりとあるを思へば古へは串を刺て太詔刀言を宣りて水を求められしを後はト定にて水を求められしあらんこれ變遷と見ゆるなり○如此告波麻知波弱蒜爾由都五百箇生出牟　かくの如く宣ふたれば兆は午前に數多の筈の生ひ出むといふ意麻知と講義に神名の眞智と同じく太兆の事にして其兆を標的となりて其事をト合ふ故の名なりさて此詞の麻知之右の太兆の町(鹿トにまれ龜トにまれ古兆を彫て燭くを町とも町形とも田町形とも云て方なる園

の中に縦横の筋あるものなり)の如きにはわらねども其天八井を出し給はん所の兆に由都篁を生しめて麻知となし給はん所の意にて鹿ト龜トの町に其義相通へるものなり是以太兆の麻邇と麻知との同意の言なることを明らかものなりと見えたればマニ即ちマチなることを知るべし弱蒜とは玉勝間に韭字は蒜字を誤れるならむ蒜は畫の借字ならむか弱畫とは正午前より前を云ふ可ければ上の朝日照に至る迄とある續の時刻なるべしといそれたりこれれもし講義に麻知に發見たる物にて實に弱蒜の如く次なる由都篁の筈に對たるなりとあれどもこは書を蒜に借りて下にある筈にむかへたるなるべし由都五百篁は史傳に師說に由都五百重りて如何由都是即ち五百箇といふ言なればなりとあり信に師說の如く神代紀に五百箇とあるを古事記に湯津とあり由都は五百箇の約言にて數の

多きをいふ言なれば此は重りたる如くなれど又思ふに此由都は五百箇と同語の由都ならで伊都の義にや然もあらば清淨き五百箇の生出る由なり篁は和名抄に和名多加無良俗云參加波良竹聚也とあり上に引たる神代紀に眞坂樹の八十玉籤野篁八十玉籤と二種あるを今の玉串は野篁なりし故にそれ物實となりて篁の化りしにやと見ゆたり講義に弱蒜と共に幾莢も成出たるにて五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野篁八十玉籤などの如し篁之常には竹林といふ事なれど此は決めて筈にてあるべしそは蒜も弱蒜といへば若竹ならば事實に叶はずと見えたりこれによりて考ふるときは數多くの篁の生ひ出たるはさらなれども由都の伊都の説は如何ならんすべて古語には同じ意の語を重ねて用ゐるを常にて此處も其類とみると此をあへて違ふことながらましままた講義の若竹(弱蒜に對へて)といふも信じ難し篁の説は二書共にきこゆたり猶由都のことは考へていふべ

し○自其下天乃八井出牟此遠持天天都水止所聞食止事依奉支 篁
の下より天の井の出でむことをもちて天つ水と聞しめせと事寄せ
まつりきといふ意八井の八も數をいひたるに非す數の多きをいひ
たるなりこれ前の五百篁に對へて八井といひたるなり共に多きを
いふなり○如此依奉志任任爾所聞食由庭乃瑞穗遠 此の如く寄せ
まつりしまにまに聞し食す齋場の瑞々しき稻穂をといふ意こは天
神の宣ひし天津水を汁にも顎にも和して聞食さむ齋場の稻穂をと
いふ義なり講義に此語句と上に千秋乃五百秋爾水稻穗遠平介久安
介久由庭所知食云云とあるに對へたるなりといれたるそざわ
るべし○四國ト部等太兆乃ト事遠持氏奉仕氏・伊豆壹岐對馬上下
縣の四國のト部等の太兆の占事を持て仕へ奉りてといふ意四國ト
部の事は大祓の詞の中に於て辨じたるが如し太兆の事は古語拾遺
古事記講義及び前條に述べたるを見合すべし講義に齋郡ト定のト

三百四十六

びに仕奉るなり大嘗祭式に凡踰祚大嘗七月以前卽位當年行事八月
以後者明年行事此據受慶卽位其年預令所司ト定悠紀主基國郡奏可
訖卽下知依例准凝と見え儀式にも其事を記して大臣奉勅召神祇官
密封令ト定悠紀主基國郡奏畫訖卽下知其國とわらざれば四國のト
部のト定する所に關するなり○悠紀仁近江國野州主基仁丹波國冰
上遠齋定氏トするに悠紀に之近江國の野州の當り主基に之丹波
國の冰上の當り此二郷を齋み定めてといふ意ゆきは悠紀とも書し
由基とも書し齋忌とも書すすべて潔齋の義にて文字は借りたるな
りすきは主基とも書し次基とも書す濯スズぎの約にて潔齋の意なりさ
れば齋忌に次ぐもの故に須岐といへるなり即ち次ぐの義なり○物
部乃人等酒造兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等のことと講義に述ぶるを以て辨
兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等のことを物部の人等酒造
ふべしさて物部人は武事を以て仕へ奉る人をもののべといふそれ
には非ず何となく朝廷に仕奉る人を泛くもののふと云そと物の部
領を云る此も其類にて式に齋場雜色人と云る是なり儀式にはト定
物部人十五人と正しく記されたりト定田及び雜色人等歌人不ト造酒
兒一人御酒波一人篩粉一人共作二人多明酒波一人以上並女稻實公一人一人
を焼灰一人採薪四人歌人廿人女廿人と見たりとありその物部は
武事を以てつかへ奉る人をいふなりといはれたるは末の言にて本
知らざる語と云ふべし元來もののべとのものふべの約ありと記傳
に云る可なりもののふは後世はものなふと云ふとおなじくなふは
總べて爲る事を云ふあかなふあきなふなどの類なり此ものなふは
し人人をさしてもののふべと云るなりかの如き人に内を守らせて
からは後の近衛兵の如くせりそれより後世は武人を云事になれど
も武人のみならず廣く百官をも云にすべて物を掌な爲すのもを云

ればううされば物事を爲す人を物部といひたること明らかし故に講義の説は狹き説なり式に齋場雜色人とあるをもても證とすべし酒造兒は講義に式に造酒兒一人とあり本注に神語曰佐加都古以當郡大少領女未嫁ト食者充之と見えたり未嫁女をもて充る事なる故に儀式には造酒童女と書て同じく神語佐加都古と訓れたり此即物部の人等の統領にして何事も此酒造兒を必ず先に立ることなりとありこれ講義の説の如し酒波は講義に式に御酒波一人多明酒波一人以上并女とあり儀式には大酒波一人多米酒波一人と見えたりさて造兒酒は黑白酒を釀る長と成て仕奉るを其下に屬て釀り終るべければ酒波の波は嘗にて釀と云と同意の古言と聞えたり多米酒波は大多米院の黑白二酒の事を主れるなり御酒波の御は大の義なれば意富と訓べしと大畧講義の説の如しされども御は大の義なりといふは信じ難し御も大も稱へたる辭にて御と仕ひたるあり大と仕ひ

たるありて多く古事記に見ゆまた通じて仕ひたるあり畢竟するに酒造兒は釀酒の統領にして酒波は其部下にて酒を釀る人と見ゆるなり粉走は講義に式に篩粉一人とありて以上並女とある其一なり儀式に乙粉走二人とあるを改めて一人とは成されたるなるべしさて篩粉の篩字は義を以填られたるならんと覺えて和名抄を閲るに竹器類に和名布流比除麤去細之竹器也と見え造酒司なる踐祚大嘗祭供神料に絶篩十條と見えたるそを新嘗會黑白二酒料條に絶大篩三條の下に一簇篩灰二條篩酒とあれば白黒二酒を篩を以漉て滓を去り又藥灰をも篩ひ漉すなどに仕奉るなりとあるを見れば物を篩に掛けて漉し去らすことをなす人と見ゆ灰燒は講義に式に燒灰一人と見えこは男を以て供奉せしめ給ぶなり式に造酒司酒部一人率燒灰一人驅一人入ト食山先祭山神燒得藥灰一斛とありて藥灰は黑白二酒に混和る料なりとあれば藥灰を作ることをなす人と見ゆ薪

採は講義に式に採薪四人と見え此も男なるが灰焼に屬て仕奉る者と聞えたりとあれば灰焼に部属して某原料なるたきぎを探る人と見ゆ相作之玉勝間に原本作字を候とあるは誤なり改めつべしとするに従へり平田本には作に書けりさて講義に式に共作二人とありて以上並女とあるこれ也儀式には相作四人とありしを後に二人には改められつ儀式酒造兒童女先之とある割注に大酒波仕女等とする仕女とこの相作なるを以考ふるに造酒兒は其長とあれば酒波と相作とそれを輔相て共に仕奉れるなり此文を式に造酒兒先下手次詣女共春とある共字を用て共作と書れたるを思ふべしさて此共作のみ二人なるは一人は酒波に屬て仕へ奉り一人は多明酒波に屬て仕へ奉ること見えたりとあれば共作とは酒を釀す助手ともいふべきものにて造酒兒に屬して手傳をなす人と見ゆ稻實君は講義に式に稻實公一人とありこは男なるが造酒童女は黑白二酒の事に仕

奉るを稻實公之御飯の事に仕へ奉るなり式に凡拔穗者ト部率國郡司以下及雜色人等臨田拔之先造酒兒次稻實公次御酒波次雜色人次庶民共拔訖於齋院乾收先割取初拔四束四把爲束擬供御飯自餘皆擬黑白二酒摠盛以籠籠別一束以二籠爲一荷荷別着足蓋以編第二捶賢木着木綿訖令駆使丁荷每十荷子弟一人領之ト部及國郡司率雜色人以下前後檢校運送其行列者御飯稻左前自餘物次之稻實公着木綿疊引道九月下旬到京所レト定齋場院之外預作假屋暫收御稻とあるを儀式に就中以先拔四束別納高臺御倉會日稻實公所貯稻也自餘爲黑白二酒料と見えて御酒と御飯との料を分たりある如く稻實公は名の如く御飯の料を爲す人と見ゆるなり以上總亥ていは相作以上の人人は酒を釀す方に従ふものとなり稻實公は御飯にあづかる人なり故に他の祝詞に見ゆる汁にも穎にもといふ語の製り人はこれ皆以上の人々のなす所業になんあうける○大嘗會乃齋場仁持齋波利參來氏

前條の人人の大嘗會の齋場に持ち齋み參り來りてといふ意講義に大嘗祭とは卯日の神事に付て云ひ大嘗會とは辰日以下の宴會を云ふ齋場は在京齋場を云かともおぼゆれども上に千秋の五百秋にあるに照應て思ふに決く大嘗宮を云るが此續に持齋より參來てとあるは齋郡より在京齋庭に入る事を云るなれば同事の重複れるを以彼此を合せて大嘗の齋庭と云ふなりといふれども勿論大嘗宮の齋庭を申すなり○今年十一月中都卯日仁由志理伊都志理持忍美忍美母清麻波利仁奉仕利今年十一月の中の卯日の齋實嚴實として瑞穗を持ち忍み忍みも清まこと仕へ奉りてといふ意由志理伊都志理とは講義に齋實嚴實にして上に大嘗會の齋庭に持齋はり參來てとある物實にして下文に所謂悠紀主基の白酒黒酒の大御酒と天津御膳との事なるがそは辰日の宴會に天皇の聞食す直會の所の文なる故に此には重複を省きて其物名は下に譲りて齋實嚴實

とは云るにて彼高天原に聞食す齋庭の穗を吾御子に御せ奉ると勅たまひて事依し玉へりし狀を擬はせ奉り玉ひて此卯日に大嘗宮の悠紀主基の齋場に天照大御神に薦め奉らせ玉ひ皇御孫命の享給ひ天津日嗣の大御世始と爲玉ふ物なるをもて齋といひ嚴と云て其實を稱へたるなりとある如く共に稱名の辭にて義に於ては既に上に述べたる如しまたしろをしりといふと轉音にて代なることを前文に於て解けるが如し○月内仁日時遠撰定氏獻留一月の内に於ても日時をトし撰び定めて獻るといふ意講義に上の太兆のト事を持て奉仕より應て今年十一月中つ卯日に云々とある是なれば其前にいふべき所なるを如此あると如何と云に今悠紀主基の大嘗の供物を仕奉れりければ其事を合せて爰に此言を置たるにて前後に少かの弛みなく文意上下に貫通て奇異に靈く整へるは天兒屋命の高千穗

に事始て仕奉り玉へりし古文のまゝなればなりとあるが如し○悠紀主基乃黒木白木乃大御酒遠ト定したる國郡の悠紀主基の釀せる黒き酒白き酒の大御酒をといふ意悠紀主基の名義は既にのべたりさて講義に上に云はゆる齋郡の稻を以て左京齋場にて仕奉れる大御酒大御膳を獻る事を申述に其國郡は上に云れば唯名目を出せるなるか悠紀主基の國のと云はんが如く又朝の大御饌夕の御饌のとも云ひが如し中悠紀の御饌は卯日にて夕の大御饌なり主基の御饌は辰日にて朝の大御膳なり引續きて豊明節會は直會にて中臣壽詞は其時に當て宣り種々の歌舞仕奉ることありとなん職員令大嘗の義解に謂嘗新穀以祭神祇也朝則諸神之相嘗祭夕則供新穀於至尊也。とあるは右の悠紀主基の國より供奉る夕燒の大御饌をいふ夕則供新穀於至尊は其直會の豐明を云なり然るは引續きて行はるゝ故にこそは卯日とは云れ主基御饌は寅刻なれば既に辰日の分なりまた

義解の相嘗とは天皇の新穀を聞食すに就て公事根源に云れたる如く伊勢天照大神を勧請申されて天皇の大御自供らせ給ふなる由奉幣を奉らせ給ふ大御祭とは申す中にも天皇の御方を主として相嘗とは云なりけり相とは相殿相作などの如く其主たる者と共に逆ぶ由なるを思ふべし然れば神と君と饗と共に爲給ふ由なりナリソは下文に皇神等も千秋五百秋の相嘗とある皇神等母とある辭にて知るべし朝則諸神之相嘗祭とは天皇の御事を兼たる文なること灼然きものなり是は大嘗祭には有ける夕則供新穀於至尊とは豊明節會なるが此は神事畢させ給ひて其解齋の供御を聞食し又臣下にも賜ば借字なり儀式には黒岐白岐と記され續紀には黒紀白紀三代實錄には黒支白支造酒司には黒貴白貴と種々に作るは何れも假字なる故なり万葉十九に黒酒白酒乎とあると正字を以書るものなりと見

えたり詔詞解にこは色の黒きと白きと二種の酒なり上代の酒の名にぞ有けむ其造法を考るに儀式に以薬灰命御酒五斗和内院白黒二酒五斗和大多米院白黒二酒と見ゆたる薬灰と云ものは灰焼とて此灰を焼く役人ありて山に入て焼得ることなり備件文に據るに此薬灰白酒にすると黒酒にするとの二種ありて各そを和すに依て其色黒と白となる事と聞えたりさるを造酒式には新嘗會白黒二酒料云云其造酒者云々然後以久佐木灰三升和合一甕是稱黒貴其一甕不和是稱白貴あるはかの儀式の黑白ともに和すと異なり式の如きは白酒は灰を和ざる尋常の酒としきえたり世々を経るまことに變りぬるにや又中原康富記に二酒共に醴酒也として白者自其色也黒者上聊振烏麻粉と云るは又後の事にていさざか其色を見せたるまでなりとあれば白き黒きの名目及び其の製法のよつて来る所をさとらるべし○大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止 大倭根子

天皇が天つ御食乃長久の御膳の永遠の御膳といふ意講義に其本は天神の事依し奉り玉へりし物なれども此國土に成れる物なるが故に天津御膳と聞食せと申す義なれば同じ續けなれども遠御膳止ある止辞究めて重くして天津御膳止爲豆といふ程の意にて上なる天津水止所聞食と見えたると同じきものなりさて此は黒木白木の大御酒をより受たれば酒をのみ指すが如くなれども然らず大御膳の事を本として右の二を兼たるなる事上文に天津水を云云瑞穗を云云とあるをもて知るべしとあるが如し○汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食氏豊明仁明御坐氏 酒にもなし飯にもなして赤き御顔になるまで聞食して豊明に明らかましましてといふ意此處の語の意は既に上にのべたるが如し穗仁毛の毛の字と玉膳間に衍なりといはれたり講義には軽く見るべしといはれたりさればここは有ても差支なければ軽く見るを可とす又講義に下に與天地日月共照志明良志御坐

事仁とあるへ應く文なり偕上古に之卯日大嘗祭辰日悠紀節會なり主基方をも附て行はる已日主基節會なり其前に在といへども主基は附て行ふるゝなり午日豐明節會なり以上此を五節といふ然れども右の五節ともに古之一日の公事なりしを三日に五度に行はるゝ事なる故に何れも豐明節會と云なり豐明とは大御酒を聞食のみならず大御膳を聞食ても其氣の身体に充溢れて殊に大御顔の照明らみ給ひ丹穂の如く喚榮え給ふ由なるが中にも大御酒のは此上無く優れたる故に豊明と云へば酒宴の名となりける故に記明宮に天皇聞看豊明なぞありて聞食御酒とはいそざるなりと見えたりされば酒宴を設けて赤き顔となるよりかく語を巧に飾りたるなり○天都神乃壽詞追稱辭定奉留 天つ神の壽詞を稱ふる辭を定め奉るといふ意講義に上にも注せる如く皇御孫命之高天原に事始てより由庭に所知食と見えたる是あむ天神の壽詞ありけるそを本立として

又此に水坂の政を述べて夫より其瑞穂を以て大嘗仕奉る事の件々を演るが故に稱辭定奉と云るにて常に稱辭竟奉といふとは異なる事上に此詞の出たる下に注せるが如しあるをもても知るべし○皇神等母千秋五百秋乃相嘗仁 皇祖神等も千秋五百秋の相嘗にといふ意講義に皇祖神等云々之悠紀主基の齋場に迎參らせられて天皇の大御自大御手以て朝夕の大御饌を供奉らせ給ふ伊勢大神宮を始め奉りて天社國社の皇神等を申せり然れども天社國社の悉を迎參らせらるべくも非れば皇祖天神をのみ其齋殿には齋奉らせ給ひて自餘は卯日平明に幣帛を頒たせ給ひ殊に止事なきは神祇令に仲冬上卯相嘗祭とわりてそれにも祭られさせ給ふこと猶大神宮に九月神嘗祭を別に奉らせ給ふが如くなり偕爰に相嘗といふ皇神等は式に卯日平明神祇官班幣帛於諸神とあり大嘗宮の齋殿の勸請奉らせ給ふ天照坐皇大御神を始め奉りて皇祖天神は申すも更なり其

社々につきて令祭玉ふも皇孫命の新嘗闇食む爲の故に奉祭給へる
なれば共に相嘗と申すべく又大嘗祭詞に天社國社とあれば所在國
中の神々迄係る事也神祇全に凡天皇即位總祭天神地祇とある即此
大嘗祭なるなりとあるにて皇神のことと知られたるなるべし千秋
五百秋のことにつきて又同書に上にあるに照應へるなりと相嘗
のことは同書に相は相共にといふ意なり鈴屋大人說に相嘗と阿比
爾闇と訓むべし爾闇を牟倍と鳴るは後世の音便に類れたる唱へな
り大嘗も大爾闇なるを大牟倍と云と同じ此相嘗は天皇と相伴に斬
腰し奉る意の名にて俗に謂ゆる相伴の意ばへなりと云はれたる如
く天皇の大嘗闇食す御賀事に就て皇神等を相嘗に祭らせ給ふなり
皇神等母とある母の辞に深く心を着くべくなんとある如く母の字
は物の並列するときに用ゐる辞なる故に天皇もきこしめし神もき
こしめすといふにて共にきこしめすを以て相嘗といふなりここ

に相伴とあるは同意なり○相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利氏伊賀
志御世仁榮志米奉利 相諾合奉り堅き磐の如く常磐の如く變りなく
齋き奉りて嚴御世に榮えしめ奉りといふ意講義に此句下なる與天
地日月云云にわたる語なりとさもあるべし○自康治元年始氏與天
地月日共照志明良志御坐事仁 近衛天皇の康治元年より始て天地月
日と共に照し明らか御坐事にといふ意これ天壤無窮に照し明らか
給こんどいはんが如し○本末不傾茂槍乃中執持 本なり末なり
に傾す嚴槍の眞中を執り持ちてといふ意即ち神と天皇との御
中をよきに執りもつといふ義なり講義に延喜奏覽中臣本系帳に高
天原初而皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志梓不傾本末中良布留
人稱之中臣者とわり本末不傾とは本とそ本系帳に所謂皇神等なり
末とは皇孫命を申せり其皇神等の事依し奉り玉へりし壽詞を稱辭
竟定奉りて皇神の大御命にも皇孫命の大御業にもつゆ違ふ事無く

御中執持て仕奉るをいふなり云云棒も本末ともに太からず細からず平に作るか故に其中間を執れば本に傾す末に倚らず此を以て中執持といへりとあるが如く本末にかたよらず中央をどるといふことにて神と皇孫との中をどることとなりまた中執持につきて講義に皇神と皇孫命との御中を執持て祭主と成て大嘗を始めて凡ての神事に仕奉るが故に中臣は俗に云ふ亭主役の如き者なるを茂槍の中を執持て本末を傾ざる由なり鎌足公傳に其先出自天兒屋命世掌天地之祭相和人神仍命其氏曰中臣とある相和人神とは神と君との御間を相和す事なりされば鈴屋大人の中臣は中執臣なりと云はれるるなむ實に謂れたるとある如く姓の中臣はその職より出たるなり故に中を執る人といふべし○奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申 中を執り持ちて仕へ奉る中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣の清親壽詞を稱へ辭定め奉る

と申すといふ意中臣は姓に非ず此は職の中臣をいふなり詳なることは職原抄講義を見るべし祭主に於けるも又講義を見るべし講義に此詞の上に天兒屋命皇御孫命の御前に奉りてと有て高千穗宮の大嘗の大御政は其神の祭主となりて仕奉給ひし例の任に中臣氏の其職に仕奉らるゝ事なるが故に祭主とは云うと見たり行とは講義に官位令によるに神祇大副は從五位相當なり然るを位高く官卑きか故に行とは云うと見ゆる如く位高く官卑きを以て行と書きしなり清親は講義に二所大神官例文祭主次第に右大臣正二位神祇伯大中臣朝臣清麻呂公の末孫祭主永頼の末孫神祇大副輔清の一人にて保延四年十二月二十九日神祇大副に任たる由見えたる此人なりとあれば其裔は知られたり○以上學ぐる所の條は天皇に申上る詞にて是より以下は御前に侍ふ人に宣る辭別の文なり講義にも

かくいはれたり左様に思ひ辨ふべし

又申久天皇朝庭仁奉仕留親王等王等諸臣百官人等天下四方國乃百姓諸諸集侍氏見食倍尊食歡食倍聞食倍天皇朝庭仁茂世仁八桑枝乃古榮奉仕留倍支禱乎所聞食止恐美恐美毛申給波久止申。

又申久天皇朝庭仁奉仕留親王等王等諸臣百官人等 又申す天皇が朝庭に仕へ奉れる親王王諸臣百官人等のといふ意又申すとは講義に上に天皇に奏上る詞の終たる故に其所句切と成て此よりは別章にて祝詞に辭別とあるに同じ所なるが故に又申久と云起したるにて此より以下に其に侍らふ人々に聞ゆるなりとあるが如し仕奉とは講義に常に朝廷に仕奉る臣下など云とは軽くして此大嘗會を行ふるゝに就て其行事に預りて御許に仕奉るといふ意味なりといは

れたるはさらなり○天下四方國乃百姓諸々集侍氏 天下四方國の百姓もろもろ齋場に集り居てといふ意講義に別に百姓を宴に召さるゝにては無れども悠紀主基に仕奉る國郡司以下雜色人は更なり常にも國々より在京して仕奉る官人及諸司の下司にも召されて仕奉る良民をも合せて廣く云るなりとさもあるべし○見食倍尊食倍歡食倍聞食倍天皇朝庭仁茂世仁 見給へ尊み給へ歡び給へ聞き給へと天皇が朝廷に嚴御世にといふ意講義に食倍は給へといふ崇詞なり此食字物を食ふ事をたぶると云る其給字の意なる故に常に用ゐるが故に借て書るあり見給に大嘗齋庭に持齋はり參來て持恐み恐みも溝まはりに仕奉なゞあるを云ふなり尊給は皇孫命の大嘗聞食す由をいふ歡給は事の取具たるを歡べるなり聞給と天皇に奏す壽詞を百官に先宣聞ゆればなりとあるを以て見、尊、歡、聞の四字の由來を知らるゝなり○八桑枝乃立榮奉仕留倍支禱乎所聞食止恐美恐美毛

申給波久止申　彌木生の如く立ち榮え仕へ奉るべき中臣の壽詞をき
こしめせと恐み恐みも申し給ふと申すといふ意八桑枝のことは春
日祭の條に解きたるを合せ見るべし立榮とは講義に天皇朝廷に中
臣の仕奉るをいふとあると同意なり所聞食は講義に親王以下の人に
々に壽言を聞給へどなり玉勝間に一本に稱辭竟奉久とあり此も惡
からずと云れたれども天皇にこそは壽詞を稱辭定奉と申せれ自餘
人等に稱辭竟奉と云事あるべくもあらねば聞食とある方叶ひて覺
ゆどある如くきこしめせとあるかた穢かならんかし恩々と之講義
に辭別の文ながら天神壽詞に引續けて天皇の大御前にて申す故に
深く恐み恐みも申すとなりといはれたるが如し臣下に向て恐み恐
みと申すことはなしこれ神或は天皇に對てし稱ふる語なりと知る
べし

祝詞式講義下巻終

明治一十七年四月八日發行版
同二十七年四月十五日發行版
一十八年十月二十五日版權讓請行版
一十九年二月二十五日再版發行

東京市下谷區花園町五番地

著者　大久保初雄

大阪市東區博勞町四丁目百九番屋敷

大阪市西區鞠下通一丁目
四十八番屋敷

印刷者　瀬戸清次郎



國學及歌學書目

文學博士小中村清矩大人序○帝國大學卒業大久保初雄先生著
中山繁樹先生訓點 全二冊 正價金四拾五錢
洋裝帙入 郵稅拾四錢

職原神

代

卷

和全二冊

正價金拾八錢
郵稅四錢

本居宣長大人著

玉の緒

和全七冊

正價金五拾五錢
郵稅拾四錢

同

詞

和全二冊

正價金拾八錢
郵稅四錢

本居春庭大人著

天爾遠波飛母鏡

壹折

正價金三錢
郵稅貳錢

本居春庭大人著

詞のやちまた

和二冊

正價金拾五錢
郵稅四錢

萩原廣道先生編
渡邊弘人註釋

歌心の種

和二冊

正價金拾五錢
郵稅四錢

文部省編輯

語彙別記活語指掌

洋一冊

正價金拾八錢
郵稅六錢

和二冊

本居心の種

本冊

正價金拾八錢
郵稅六錢

和二冊

語彙別記活語指掌

本冊

正價金八錢
郵稅四錢

昭和十九年五月十一日
小牧六安

